

令和5年4月17日

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所 設置者 様

姫路市障害福祉課長

姫路市児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所における送迎用バスの改修支援事業の実施について

日頃から本市の障害福祉行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より「こどものバス送迎・安全徹底プラン」等が示され、通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童等の見落としを防止するための装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の児童等の所在確認をすることが義務付けられたことを受け、令和5年度末までに送迎用バスへの安全装置の整備・改修を実施する場合、費用の補助を行いますので下記のとおりお知らせします。

記

1 対象者

本市が所管する児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を運営する法人

※ 休止中の事業所を除く

2 補助対象経費

安全対策事業を実施するために必要な装置・機器の購入費、リース料、装置に付帯する機能の経費

※ 詳細は別紙のとおり

3 補助金額

1台あたり17万5千円以内

4 補助対象期間

令和6年3月31日完了分まで

5 補助金の交付を希望する場合の提出書類

申請書

事業計画書

収支予算書

見積書

安全装置の仕様書（国の作成した適合する装置を一覧化したリスト掲載の装置については不要）

安全装置の設置場所のわかる図面

自動車検査証（電子の場合は自動車検査証記録事項）の写し

車内の写真（座席が3列以上であることがわかるもの）

相手方登録申出書（登録のない場合又は登録内容の変更が必要な場合）

※ 送迎を外部委託している場合は、自動車検査証に代えて委託の契約書

※ リースの場合は、装置導入に伴うリース料増額分のわかる見積書。自動車検査証に代えてリース契約書。

※ 従業員個人名義の自動車で送迎を行っている場合、事業所と当該従業員が送迎における自動車の使用について交わしている契約書

※ 実績報告時に、実施報告書等をご提出いただきます。契約書、納品書、領収書、設置状況のわかる写真等の添付が必要ですので、ご準備をお願いします。

6 提出期限

令和5年6月30日（金）

※ 義務付けには令和6年3月まで経過措置が設けられており、期限を過ぎても受け付けますが、制度の趣旨から可能な限り6月末までの設置をお願いします。

7 お問い合わせ・提出先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

障害福祉課 221-2454

shogaif@city.himeji.hyogo.jp

1 対象となる安全装置

補助対象機器は内閣府ホームページで確認してください。(リストは随時更新されます)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

2 対象となる自動車

国土交通省ホームページで、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインを確認してください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

通所等の送迎用を目的とした自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、国の例示では、座席が3列以上あるものの、児童が確実に3列目以降を使用できないように児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔離することなどが考えられるとあるが、安全装置が義務付けられる経緯及び趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

※ 「座席」には、車椅子を使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

※ 直営か委託かは問わない

※ リースの場合は、装置導入に伴うリース料増額分について定額の範囲内を上限に補助

※ 従業員個人名義の自動車で送迎を行っている場合、事業所と当該従業員が送迎における自動車の使用について契約を交わしていること。

3 対象となる経費

装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・備え付け費、工事費を含む。(リース料等は令和5年度に限って対象とする。)

4 参考

こどもの安心・安全対策支援事業実施要項

令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱

「こどもの安心・安全対策支援事業」 Q&A

5 注意点

- ① 安全装置の装備後は、定期的に、動作していることを確認するため、日々の送迎時において動作を確認するほか、事業所の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応すること。
- ② 申請は、法人単位で行うこと。
- ③ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。
- ④ 他の補助を受ける場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。
- ⑤ 令和4年9月5日以降の安全装置の導入に係る経費を対象とする。
- ⑥ 令和5年度末までに事業を終了すること。
- ⑦ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- ⑧ 事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けなければならない。
- ⑨ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑩ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑪ 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- ⑫ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。